

# 浄化槽をお使いのみなさんへ

浄化槽は、微生物などの働きを利用して生活排水をきれいにする装置です。浄化槽法では、浄化槽の機能を十分に發揮させるために、定期的な維持管理（保守点検・清掃・法定検査）を実施することが義務付けられています。

適正な維持管理と法定検査を行い、浄化槽を正しく使っていただくよう、みなさんのご協力をお願いします。

## 保守点検

浄化槽内の機器、送風機やタイマーなどの点検調査を行います。また、消毒剤を定期的に補充し、放流先が不衛生にならないようにするのも重要な作業です。

10人槽以下の家庭用浄化槽の場合、年3、4回行う必要があります。

県に登録している保守点検業者に委託してください。

## 清掃

浄化槽内に溜まった汚泥などを抜き取るのが清掃です。

年に1回以上（全ばっく方式は6か月に1回以上）行う必要

があります。

市町村の許可を受けた清掃業者に委託してください。

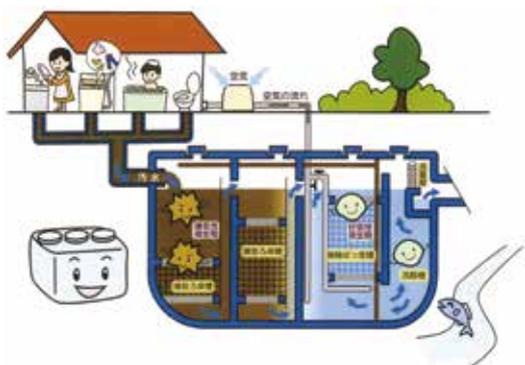
## 法定検査

浄化槽の保守点検・清掃がきちんと行われ、きれいな水が放流されているかを検査します。

最初の検査は、浄化槽を使い始めてから3〜8か月の間に1回行う必要があります。その後は、毎年1回行う必要があります。

県指定検査機関である（公社）茨城県水質保全協会にお申し込みください。

☎029（291）4004



## 一括契約システム

保守点検、清掃、法定検査を一括して契約できる「一括契約システム」をぜひご利用ください。

契約を仲介する保守点検業者、清掃業者または（公社）茨城県水質保全協会にお申し込みください。

## 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換

単独処理浄化槽は、トイレからの汚水のみを処理し、台所やお風呂からの生活雑排水は、そのまま放流してしまいます。生活雑排水も併せて処理できる合併処理浄化槽に転換することで、放流する汚れの量を8分の1に減らすことができます。

身近な水環境の保全のため、合併処理浄化槽への転換をお願いします。

## お問い合わせ

・茨城県生活環境部環境対策課

☎029（301）2966

・生活安全課 生活環境G

☎（84）3618（直通）

## 下水道工事を実施します

左図のとおり、下水道管の修繕工事を実施します。工事期間中は交通規制等で大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力をよろしくお願いします。

公共下水道管渠布設替え工事

○工事期間 令和4年3月下旬まで

○工事箇所 原宿台地内

○施工業者 ㈱岡島組

○お問い合わせ

下水道課 下水道G

☎（84）3346（直通）

公共下水道管渠更生工事

○工事期間 令和4年3月下旬まで

○工事箇所 原宿台地内

○施工業者

宇都宮文化センター(株)茨城支店

